

○つくば機能植物イノベーション研究センター遺伝子研究部門細則

〔 令和4年3月14日
つくば機能植物イノベーション研究センター部局細則第3号 〕

つくば機能植物イノベーション研究センター遺伝子研究部門細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つくば機能植物イノベーション研究センター細則（平成29年つくば機能植物イノベーション研究センター部局細則第1号。）第11条の規定に基づき、遺伝子研究部門（以下「部門」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 部門は、遺伝子組換え実験に関する施設、機器等を管理するとともに、遺伝子工学並びにその応用分野の研究及び教育の用に供することにより、生命科学の研究及び教育の推進に寄与することを目的とする。

(遺伝子部門長及び部門長補佐)

第3条 部門に部門長を置く。部門長は、部門の施設運営を所掌する。

- 2 部門に部門長補佐を置くことができる。部門長補佐は部門長と連携して部門の円滑な施設運営を補佐する。
- 3 部門長補佐は、部門の維持運営に係る教員のうちから部門長が指名する。

(施設の利用の原則)

第4条 部門の施設の利用は、研究・教育その他国立大学法人筑波大学（次条において「法人」という。）の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(施設の利用資格)

第5条 部門の施設（以下「施設」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、国立大学法人筑波大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成17年法人規程第61号。以下「実験安全管理規程」という。）第22条に規定する遺伝子組換え実験従事者の登録（以下「従事者登録」という。）を行った者とする。ただし、機器のみを利用する場合は、この限りでない。

- (1) 法人の職員
- (2) 筑波大学の学生及び研究生

- (3) 法人以外の大学又は国公立研究所等の研究機関に所属する者
- (4) その他部門長が適当と認めた者

(施設の利用の手續)

第6条 施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別に定める利用申込書を部門長に願ひ出なければならない。この場合において、利用者が前条第1号及び第2号に掲げる者であるときは、あらかじめ、当該利用について責任を負う指導者(以下「実験責任者」という。)を大学教員(助手を除く。)のうちから定め、実験責任者を經由のうえ当該利用申込書を提出するものとする。

(施設の利用の許可)

第7条 部門長は、前条の利用申込書を受理したときは、つくば機能植物イノベーション研究センター戦略推進室会の議を経て、利用の許可又は不許可を決定する。

2 部門長は、利用を許可したときは、利用条件を明示して利用者に通知するものとする。

(施設の利用目的等の変更)

第8条 利用者は、利用目的その他利用申込書の記載事項を変更しようとするときは、実験責任者を經由のうえ、部門長と協議しなければならない。

(施設の利用の終了の報告)

第9条 実験責任者は、利用者が施設の利用を終了したときは、その旨を速やかに部門長に報告しなければならない。

(施設の利用許可の取消し)

第10条 部門長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の途中であっても、当該利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 施設の運営に重大な支障を生じさせたとき。
- (2) この細則又は利用条件に違反したとき。

(施設の利用者の義務)

第11条 この細則又は利用条件に違反したとき。

- 2 利用者は、部門の運用に関する教育訓練並びに施設及び機器等の保守について、部門長から依頼があったときは、これに協力しなければならない。
- 3 利用者は、故意又は重大な過失により施設及び機器等を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(施設の経費の負担)

第12条 利用者は、部門の利用に当たり、別表に定める料金表に従い、消耗品等の実費に相当する額を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、部門長が特に必要があると認めたときは、利用料の一部又は全部を負担させないことがある。

(施設の経費の負担方法)

第12条の2 前条に規定する経費の負担の方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則(平成16年法人規則第9号)第27条第2項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること。
- (2) 前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること。

(雑則)

第13条 部門の屋外特定区画及び非閉鎖系区画のみを利用する場合は、この細則を準用する。ただし、非組換え体のみを用いる場合は、従事者登録を行った者を実験安全管理規程第23条に規定する教育訓練を受けた者と読み替えるものとする。

第14条 この細則に定めるもののほか、部門の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 遺伝子実験センター細則(平成29年つくば機能植物イノベーション研究センター部局細則第2号)及び筑波大学遺伝子実験センター利用内規(平成元年5月30日制定)は、廃止する。

別表（第12条関係）

料 金 表

（機器等）

区 分	負 担 額
実験室専有料	1人当たり 年間 20,000円
機器利用料	1人当たり 年間 5,000円
プリントグラフ	20円/枚
コピー	白黒5円/枚 カラー15円/枚
DNA シーケンサー	600円/ラン (ベックマン CEQ 8000)
DNA シーケンサー	750円/ラン (ABI 3130) 96well Plate 500円/枚 96well Septa 2,250円/枚

（最先端機器）

区 分	負 担 額
Real-time PCR AB7900HT 一式	1,000円/ラン
走査型電子顕微鏡 JSM-6010LV 一式	3,000円/1時間
点突然変異検出 4300 DNA analyzer 一式	70,000円/ラン
光合成測定機 LI6400 一式	3,000円/日（貸出し）
シーケンサー 3500xL 一式	4,500円/ラン
第二世代シーケンサー GS Junior 一式	全工程 180,000円/ラン ※以下、各工程のみ実施する場合 STEP1のみ 17,000円 STEP2のみ 34,000円 STEP3のみ 129,000円

注) 上記料金には消費税相当額を含む